

福岡県公報

平成十九年三月三十日
第二千六百五十九号
増刊 ①

目次

規則

○福岡県立病院使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

(県立病院課) ……………二

○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(保健福祉課) ……………二

○福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

(国保・援護課) ……………三

○福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

(国保・援護課) ……………四

○福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(道路維持課) ……………五

告示

○福岡県保育士試験委員会設置規程を廃止する告示

(子育て支援課) ……………五

○福岡県同和向け住宅建設事業費補助金交付規程を廃止する告示

(住宅課) ……………五

○福岡県立病院の診療及び入院等に関する規程を廃止する告示

(県立病院課) ……………五

○全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更

(財政課) ……………六

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

(出納事務局出納総務課) ……………六

○農業振興地域の区域の変更

(農業振興課) ……………七

訓令

○法制審議会規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………九

○福岡県立病院等における宿日直勤務に関する規程を廃止する訓令 (県立病院課) ……………九

○福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………九

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………九

○福岡県職員研修規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………一〇

企業局

○福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……………一一

○福岡県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……………一一

○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……………一一

議会

○福岡県議会議事事務局規程の一部を改正する告示 (議会議務局総務課) ……………一三

教育委員会

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) ……………一四

○九州歴史資料館組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) ……………一五

○県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁義務教育課) ……………一五

○福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……………一五

○福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……………一六

○福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程及び福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……………一六

○福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……………一七

○福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……………一八

人事委員会

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一八

に改め、同表七の項中「五一〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に改め、同表九の項(1)中「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同表十の項(3)中「一九三、〇〇〇円」を「一九九、〇〇〇円」に、「一五四、四〇〇円」を「一五九、二〇〇円」に改める。

様式第七号中「~~〇〇〇〇〇〇~~(~~〇〇〇~~)~~〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇〇〇~~(~~〇〇〇~~)~~〇〇〇~~」に改める。
様式第十号中「~~〇〇〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇〇〇~~」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十二号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

する規則

第一条 福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十八年福岡県規則第三号)の一部を次のように改める。

第二条 第二項の表入院時食事療養費の支給に要する費用の額の項中「第二十六条の五」の下に「(同規則第二十七条の十四の三第六項において準用する場合を含む。))」を加え、同項の次に次のように加える。

入院時生活療養費の支給に要する費用の額	交付年度の前年度の十二月十一日から交付年度の十二月十日までの間に請求し、交付年度の十二月三十一日現在において審査決定しているものの合計額(国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の三第六項において準用する同規則第二十六条の五の規定による場合は、交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に支給しているもの合計額)
---------------------	---

の合計額

第二条第二項の表特定療養費の支給に要する費用の額の項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「第二十六条の五」の下に「(同規則第二十七条の十四の三第六項において準用する場合を含む。))」を加える。

第二条第三項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三条第一号ホ中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同号ト備考1中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 平成十八年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第二条第三項第三号及び同条第五項中「法第七十二条の二の二第一項」とあるのは「法第七十二条の二の二第一項及び法附則第十二項」と、第三条第二号中「条例第四条第二項」とあるのは「条例附則第五項」と読み替えて適用する。

附則第五項中「健康保険法等の一部を改正する法律」を「平成十四年改正法」に改め、同項を附則第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 附則第四項の規定は、平成十九年度における財政健全化交付金について準用する。この場合において、「イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト、チ及びリ」とあるのは「イからリまで」と、「同条に掲げる標準高額医療費共同事業拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十八年政令第二百八十六号)第五条の規定による改正前の算定政令附則第十六項に掲げる標準高額医療費拠出金を含む。))の四分の一」とあるのは「同条に掲げる標準高額医療費共同事業拠出金の二分の一」と、「同項第二号に掲げる交付金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第十一条の規定による改正前の法附則第十六項に掲げる交付金を含む。))の二分の一」とあるのは、「同項第二号に掲げる交付金」と読み替えるものとする。

附則第四項中「福岡県国民健康保険調整交付金については」の下に「、第二条第三項第三号及び同条第五項中「法第七十二条の二の二第一項」とあるのは「法第七十二条の二の二第一項及び法附則第十二項」とを、「平成十四年法律第二百一十号」の下に

「法第七十二条の二の二第一項及び法附則第十二項」とを、「平成十四年法律第二百一十号」の下に

「。以下「平成十四年改正法」という。」を加え、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 平成十八年度における財政健全化交付金の額は、第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額（その額に五百円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算した額）の合算額とする。

一 第三条第一号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト、チ及びりに掲げる額の合算額に知事が別に定める率を乗じて得た額

二 次の式により算定した額（その額に五百円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算した額とし、式の値が負数となるときは零とする。）に知事が別に定める率を乗じて得た額

保険財政共同安定化事業等 拠出金額	1.03	×	×化事業等 交付金額
保険財政共同安定化事業等 交付金額			

備考

1 保険財政共同安定化事業等拠出金額とは、交付年度に市町村が拠出する国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和二十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）附則第七条に掲げる標準保険財政共同安定化事業拠出金の額及び同条に掲げる標準高額医療費共同事業拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第二百八十六号）第五条の規定による改正前の算定政令附則第十六項に掲げる標準高額医療費拠出金を含む。）の四分の一に相当する額の合算額をいう。

2 保険財政共同安定化事業等交付金額とは、交付年度に市町村が交付を受ける

法附則第十六項第一号に掲げる交付金の額及び同項第二号に掲げる交付金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十一条の規定による改正前の法附則第十六項に掲げる交付金を含む。）の二分の一に相当する額の合算額をいう。

三 第三条第二号に掲げる額

第二条 福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を次のように改める。

第二条第二項の表入院時食事療養費の支給に要する費用の額の項、入院時生活療養費の支給に要する費用の額の項及び保険外併用療養費の支給に要する費用の額の項中「第二十七条の十四の三第六項」を「第二十七条の十四の四第六項」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成十八年度分の福岡県国民健康保険調整交付金から適用する。

3 新規則第二条及び第三条に規定する入院時生活療養費の支給に要する費用の額及び保険外併用療養費の支給に要する費用の額の算定については、平成十八年十月一日以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る保険給付に対する福岡県国民健康保険調整交付金から適用する。

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県規則第二十三号

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則（平成十五年福岡県規則第五十五

福岡県知事 麻生 渡

号)の一部を次のように改める。

様式第二号及び様式第四号中「療養の給付」を「療養の給付等」に、「入院時食事療養費」を「食事療養・生活療養」に、「療養の給付、療養費、入院時食事療養費」を「療養の給付等、高額療養費、療養費、食事療養・生活療養」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十四号

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県道路占用料徴収条例施行規則(昭和五十六年福岡県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

別表第二の三の項中「駐車場(別表第一四の項に規定する駐車場を除く。)」を「駐車場(別表第一の四の項に規定する駐車場を除く。)」及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車(別表第一の四の項に規定する二輪自動車を除く。)に改め、同表の二三の項中「水路に蓋掛けした通路で、隣接した土地から道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの」を「沿道から道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告示

福岡県告示第七百二十三号

福岡県保育士試験委員会設置規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県保育士試験委員会設置規程を廃止する告示

福岡県保育士試験委員会設置規程(昭和二十四年一月福岡県告示第三号)は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第七百二十四号

福岡県同和向け住宅建設事業費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県同和向け住宅建設事業費補助金交付規程を廃止する告示

福岡県同和向け住宅建設事業費補助金交付規程(昭和四十一年七月福岡県告示第六百一号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条に規定する補助金等の交付決定を受けて着手したこの告示による廃止前の福岡県同和向け住宅建設事業費補助金交付規程(以下「旧告示」という。)第一条に掲げる事業のうち、知事が別に定めるところにより、この告示の施行の日から起算して一月以内に、市町村長が継続事業に係る計画書を提出したものであるについては、旧告示の規定は、なおその効力を有する。

福岡県告示第七百二十五号

福岡県立病院の診療及び入院等に関する規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡
福岡県立病院の診療及び入院等に関する規程を廃止する告示

福岡県立病院の診療及び入院等に関する規程（昭和四十三年七月福岡県告示第六百五十八号）は、廃止する。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県告示第七百二十六号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六において例による同法第二百五十二条の二第二項の規定により次のように告示する。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加

平成十九年四月一日から、全国自治宝くじ事務協議会に新潟市及び浜松市を加える。

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「堺市」の下に「、新潟市、浜松市」を加える。

附則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県告示第七百二十七号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第二百二十号）の一部を次のように改正する。
第三条の表中

北九州家畜保健衛生所	門司北高等学校 門司商業高等学校 大里高等学校 門司大翔館高等学校 門司学園中学校		吉田支店 門司駅前支店	を
行橋県税事務所 京築保健福祉環境事務所 行橋農林事務所 農業総合試験場豊前分場 行橋土木事務所 伊良原ダム建設事務所	育徳館高等学校 京都高等学校 行橋高等学校 育徳館中学校	行橋警察署	行橋支店	に、
田川県税事務所 田川保健福祉環境事務所 田川高等技術専門学校 田川土木事務所	田川高等学校 田川農林高等学校 東鷹高等学校 田川工業高等学校 田川科学技術高等学校		伊田支店	を

北部家畜保健衛生所	筑豊家畜保健衛生所	飯塚・直方県税事務所 嘉穂保健福祉環境事務所 飯塚商工事務所 筑豊労働福祉事務所 飯塚農林事務所 飯塚土木事務所	飯塚・直方県税事務所 嘉穂保健福祉環境事務所 飯塚商工事務所 筑豊労働福祉事務所 飯塚農林事務所 飯塚土木事務所	英彦山青年の家	英彦山青年の家 田川商業高等学校	田川県税事務所 田川保健福祉環境事務所 田川高等技術専門校 田川土木事務所
	山田高等学校	教育庁筑豊教育事務所 嘉穂高等学校 嘉穂東高等学校 嘉穂総合高等学校	教育庁筑豊教育事務所 嘉穂高等学校 嘉穂東高等学校 嘉穂総合高等学校	添田警察署	添田警察署	田川高等学校 東鷹高等学校 田川科学技術高等学校
上嘉穂警察署	上嘉穂警察署	飯塚警察署	飯塚警察署	添田警察署	添田警察署	
大隈支店	山田支店 大隈支店	飯塚支店	飯塚支店	添田支店	添田支店	伊田支店

に、 を に、 を に、

藤波ダム建設事務所	浮羽高等学校 浮羽東高等学校 浮羽真館高等学校	うきは警察署	吉井支店	に
藤波ダム建設事務所	浮羽高等学校 浮羽東高等学校 浮羽真館高等学校	うきは警察署	吉井支店	を

附 則

この告示は、平成十九年三月三十一日から施行する。ただし、第三条の表の改正規定中育徳館高等学校及び北部家畜保健衛生所に係る部分は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県告示第七百二十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和四十七年十月福岡県告示第九十八号）により指定した大牟田農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

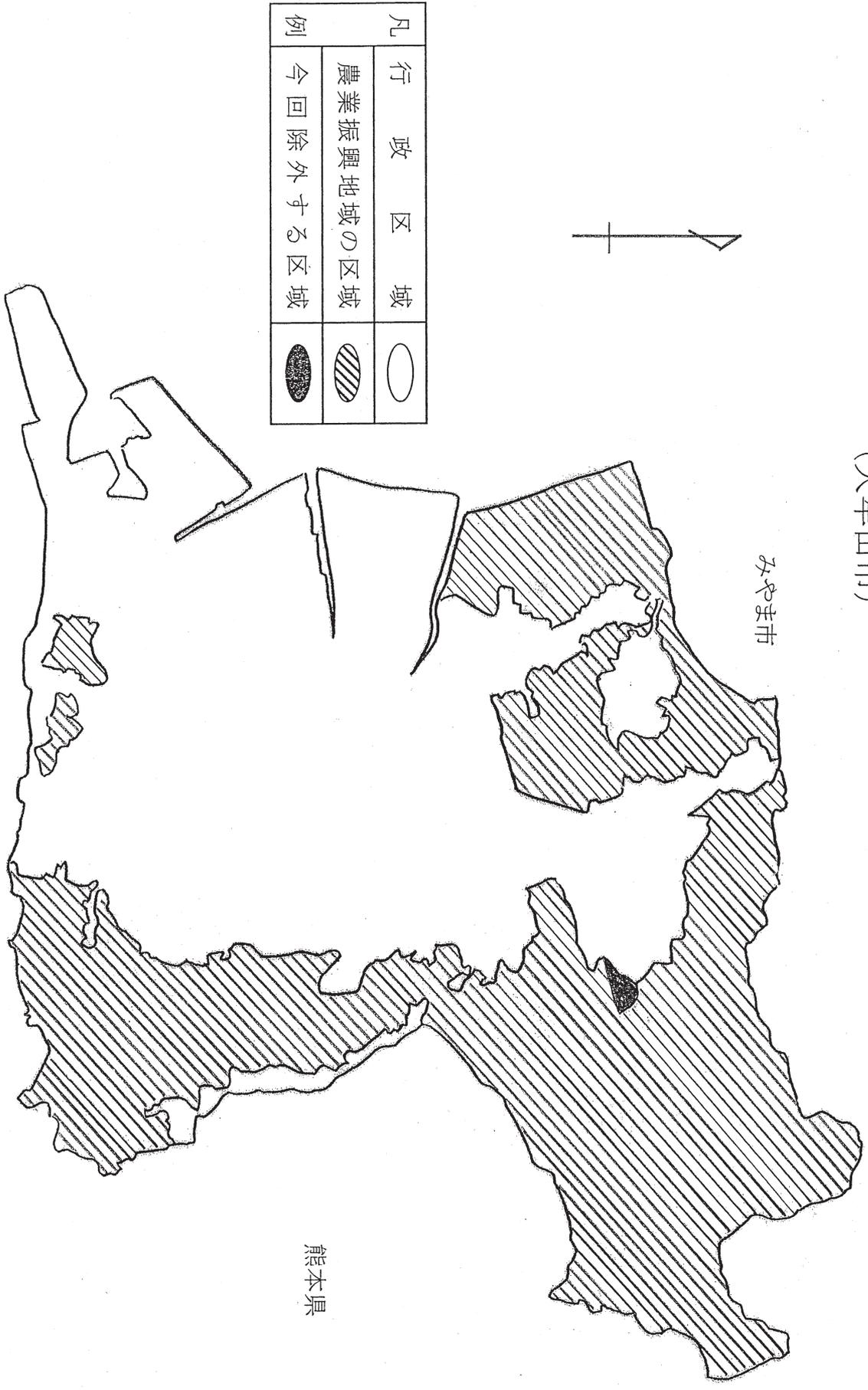
なお、その関係図面は、福岡県農政部長兼農政課及び福岡県筑後農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

- 一 農業振興地域名
大牟田地域
- 二 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

大牟田農業振興地域の区域を表示した図面
(大牟田市)



訓令

福岡県訓令第七号

法制審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

本庁

法制審議会規程の一部を改正する訓令

法制審議会規程（昭和二十六年十月福岡県訓令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「県吏員」を「県職員」に改める。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県訓令第八号

本庁

出先機関

福岡県立病院等における宿日直勤務に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県立病院等における宿日直勤務に関する規程を廃止する訓令

福岡県立病院等における宿日直勤務に関する規程（昭和四十三年八月福岡県訓令第十六号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県訓令第九号

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

本庁
出先機関

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県文書管理規程（平成十六年一月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「知事、副知事又は出納長」を「知事又は副知事」に改める。

別表人事・服務・給与・福利厚生の中「庶務、調査、庶務及び主務長」を「知事及び副知事」に改める。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

（出納長に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職する場合には、改正前の福岡県文書管理規程第二十条第三項の規定及び別表の規定は、なおその効力を有する。

福岡県訓令第十号

本庁

出先機関

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。第十條中「、出納長」を削る。

別表第二十一項及び第二十二項を次のように改める。

二十一	福岡県会計管理者印	21	てん書	方二六	一般文書	出納事務局 出納総務課 長
二十二	福岡県会計管理者印	22	てん書	方二〇	小切手、公金振替書、送金通知書、有価証券その他公金の出納関係の文書	出納事務局 出納総務課 長

別表第一第二十六項を次のように改める。

二十六	削除					
-----	----	--	--	--	--	--

別表第一第四十四項を次のように改める。

四十四	削除					
-----	----	--	--	--	--	--

別表第一第五十一項を次のように改める。

五十一	削除					
-----	----	--	--	--	--	--

別表第一第六十項の次に次のように加える。

六十の二	福岡県聴聞主宰者印	60の2	てん書	方二〇	行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）に規定する聴聞の主宰者が発行する文書	行政経営企画課長
------	-----------	------	-----	-----	---	----------

ように改める。

別表第二中
21、22

福岡県
出納長印

を

21、22

福岡県
会計管
理者
印

に改め、第二十六号を次の

26 削除

別表第二第四十四号を次のように改める。

44 削除

別表第二第五十一号を次のように改める。

51 削除

別表第二中第六十号の次に

60の2

福岡県
聴聞
主宰
者
印

を加える。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。
(出納長に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職する場合には、改正前の福岡県公印規程別表第一第二十一項及び第二十二項の規定及び別表第二第二十一項及び第二十二項の規定は、なおその効力を有する。

福岡県訓令第十一号

本庁
出先機関

福岡県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員研修規程の一部を改正する訓令

福岡県職員研修規程（平成十二年三月福岡県訓令第七号）を次のように改正する。
目次中「第六条」を「第八条」に、「第七条・第八条」を「第九条」に、「第九条」を「第十条」に改める。

第二条第三項を削る。

第三条を次のように改める。

(研修の推進体制)

第三条 各部長は、部に係る研修について総合的な推進を行うため各主管課に研修推進員を設置しなければならない。

2 本庁の課室長及び出先機関の長(以下「所属長」という。)は、所属に係る研修について総合的な推進を行うため、人材育成リーダーを設置しなければならない。

3 所属長は研修所長に対し、人材育成リーダーを毎年五月末日までに報告しなければならない。

第十条を削り、第三章中第九条を第十条とし、第二章を次のように改める。

第二章 自己啓発

(自己啓発の指導援助)

第九条 研修所長は、職員の自己啓発を促進するため、人材育成リーダーの意識の喚起に努めなければならない。

2 研修所長は、職員の自己啓発に関し特に必要があると認めるときは、職員に対し、指導又は援助をすることができる。

第一章中第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、同条の前に次の一条を加える。

(研修推進員及び人材育成リーダーの業務)

第六条 研修推進員は、部に係る研修を総括するとともに、部内内の所属の人材育成リーダーと連携して、研修が円滑に実施されるよう研修を企画立案するものとする。

2 人材育成リーダーは次に掲げる業務を行うものとする。

一 所属職員の自己啓発を積極的に支援、奨励すること。

二 職場研修を体系的に計画立案し、実施すること。

三 研修所研修の円滑な実施を図るために必要な措置を講じること。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(所属長の責務)

第四条 所属長は、すべての所属職員に研修を受ける機会を与えるように努めなければならない。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

企業局

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県企業管理者 原田 瑞穂

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

福岡県企業局会計規程(平成十年福岡県企業局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「吏員」を「職員」に改める。

附則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県企業管理者 原田 瑞穂

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

福岡県企業局職員被服貸与規程(昭和三十八年福岡県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「技師」を「職員」に改め、同表に次のように加える。

4	本局に勤務する自動車運転士の職務に従事する職員	フォルム靴	5年
---	-------------------------	-------	----

附則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県企業局管理規程第三号

福岡県企業管理者 原田 瑞穂

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（特殊勤務手当の種類）

第七条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 危険業務手当
- 二 用地交渉手当

第十一条を第十三条とし、第八条から第十条までを二条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の二条を加える。

（危険業務手当）

第八条 危険業務手当は、次に掲げる作業に従事した職員に支給する。

- 一 高圧配電線路又は高圧機器の整備、点検作業
- 二 発電施設の水車、ドラフト及び発電機の整備、点検作業
- 三 送水ポンプ稼働時における回転部附近での整備、点検作業
- 四 水路管内で行う巡視、点検、維持修繕等の作業（監督作業を含む。）
- 五 地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所で行う水路工作物の巡視・点検、接合井の点検、天井クレーンの点検・操作の作業
- 六 ダムにおける洪水吐ゲートにおいて行う保守又は点検の作業
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物を有する薬品を使用して行う作業
- 八 交通量の頻繁な道路上（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七十七条第一項の規定に基づく最近の十二時間交通量調査による自動車（自動二輪車を除く。）の交通量が同調査時間において五千台以上である道路区間の道路）において、既設の歩道又は歩道橋の上のみで行う作業を除き、当該作業地点に滞留して交通を遮断することなく行う漏水事故復旧等の作業並びにこれらの監督の作業

九 企業局の管理する道路上において行う動物の死体処理作業

十 職員が、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条に定める警報発令中における気象、地象若しくは水象の状況又は当該警報が解除され、若しくは注意報に切り替えられた後引き続き重大な災害発生のおそれがある場合における当該気象、地象若しくは水象の状況で、企業局が管理する施設のうち重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある施設において行う巡回監視又は重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査作業（以下この条において「応急作業等」という。）

2 前項の手当の額は、勤務一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号の作業 三百円
- 二 前項第二号、第三号及び第四号の作業 二百二十円
- 三 前項第五号及び第六号の作業 二百二十円（作業が高さ二十メートル以上の場所又は地上若しくは水面上二十メートル以上の箇所で行われたときは三百二十円）
- 四 前項第七号の作業 作業に従事した時間の区分に応じて次に定める額
 - イ 四時間以上 二百五十円
 - ロ 四時間未満 百三十円
- 五 前項第八号の作業 三百円
- 六 前項第九号の作業 二百三十円
- 七 前項第十号の巡回監視 四百八十円（作業が夜間（日没時から日出時までの間をいう。）において行われた場合にあつては、その手当の額に百分の五十に相当する額を加算した額）
- 八 前項第十号の応急作業等 七百三十円（作業が夜間（日没時から日出時までの間をいう。）において行われた場合にあつては、その手当の額に百分の五十に相当する額を加算した額）
- 3 職員が、同一勤務日において、第一項第五号又は第六号に掲げる作業のいずれか二以上の作業に従事したときは、これらの作業に係る手当額の最も高いいずれかの特殊勤務手当を支給する。

4 職員が、同一勤務日において、第一項第十号に掲げる作業のいずれか二以上の作業に従事したときは、これらの作業に係る手当額の最も高いいずれか一の特種勤務手当を支給する。

(用地交渉手当)

第九条 用地交渉手当は、公共の用に供する土地の取得、換地若しくは借地又は当該取得等に伴う物件の移転若しくは補償の交渉の業務であつて次に掲げる業務に従事した職員に支給する。

一 交渉の目的となる土地の所在地、当該土地の権利を有する者の居住地又は交渉をするため指定を受けた場所において相手方と面接して行う交渉の業務

二 職員の勤務公署を所管区域とする土木事務所の所管区域外の相手方に対する契約の主たる部分に係る電話による交渉の業務

2 前項の手当の額は、職員が従事した業務に応じて、勤務一日につき次の各号に定める額のうち、いずれか高い方の額とする。

一 前項第一号の業務 千五十円（当該業務が正規の勤務時間（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十条に規定する休日（勤務時間条例第十一条の規定により代休日指定された場合は、同条の規定により指定された代休日という。）における正規の勤務時間を除く。）内においてのみ行われたときは、七百元）

二 前項第二号の業務 七百元

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

議 会

福岡県議会告示第一号

福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県議会議長 藤 田 陽 三

福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会事務局規程（昭和三十五年十月二十五日福岡県議会公示）の一部を次のよ

うに改正する。

第二条の表中

議事課	議事第一係 議事第二係 記録係	を
-----	-----------------	---

議事課	議事第一係 議事第二係	に
-----	-------------	---

改める。

第三条中「の係」を「又は各係」に改める。

第四条の表参事補佐の項の次に次のように加える。

企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、課長、副課長等を補佐する。	を
------	---------------------------------------	---

第四条の表中

事務主査	上司の命を受け、当該係長を補佐し、事務を処理する。	を
------	---------------------------	---

事務主査	上司の命を受け、当該係長等を補佐し、事務を処理する。	に
------	----------------------------	---

改める。

第五条第三項中「参事補佐」の下に「、企画主幹」を加える。

第八条の表中

課長の決裁事項	総務課にあつては副課長、議事課にあつては課長補佐、調査課にあつては法務に関する調査等の事務については法務調査監、その他の事務については課長補佐	を
課長の決裁事項	総務課にあつては課長補佐、総務課に課長補佐がない場合及びその他の課にあつては当該事務を所掌する係の係長（当該事務を所掌する係がない課にあつては、課長が指定する職員）	に

課長の決裁事項	総務課にあつては副課長、議事課にあつては課長補佐、調査課にあつては法務に関する調査等の事務については法務調査監、その他の事務については課長補佐	に
---------	---	---

改める。
別表中

議 事 課	
記録係	議 事 第 一 係
<ul style="list-style-type: none"> 一 速記に関すること。 二 会議録の編集に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本会議の運営に関すること。 二 議会運営委員会に関すること。 三 常任委員会のうち、商工生活労働委員会、農林水産委員会、建築都市委員会及び警察委員会に関すること。 四 議事課所管の特別委員会のうち、事務局長が指定するものに関すること。 五 議案、請願及び陳情に関すること。 六 議決事項の処理に関すること。 七 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関すること。
議 事 第 二 係	議 事 第 一 係
<ul style="list-style-type: none"> 一 本会議の運営に関すること。 二 代表者会議に関すること。 三 常任委員会のうち、総務企画委員会、厚生環境委員会、土木委員会及び文教委員会に関すること。 四 議事課所管の特別委員会のうち、他係に属さないものに関すること。 五 常任委員長会議に関すること。 六 議事のうち、他係に属さないものに関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本会議の運営に関すること。 二 議会運営委員会に関すること。 三 常任委員会のうち、商工生活労働委員会、農林水産委員会、建築都市委員会及び警察委員会に関すること。 四 議事課所管の特別委員会のうち、事務局長が指定するものに関すること。 五 議案、請願及び陳情に関すること。 六 議決事項の処理に関すること。 七 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関すること。

に

を

改める。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号を削り、同条第三号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第二号中「同和教育をはじめとする人権教育」を「人権教育」に改める。
第十二条第一号中「保護」を「保存」に、「又は」を「並びに」に改める。

第十三条第十五号、第十五条第四号、第十七条第六号及び第十八条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

議 事	
議 事 第 二 係	議 事 第 一 係
<ul style="list-style-type: none"> 一 本会議の運営に関すること。 二 代表者会議に関すること。 三 常任委員会のうち、総務企画委員会、厚生環境委員会、土木委員会及び文教委員会に関すること。 四 議事課所管の特別委員会のうち、他係に属さないものに関すること。 五 常任委員長会議に関すること。 六 議事のうち、他係に属さないものに関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本会議の運営に関すること。 二 議会運営委員会に関すること。 三 常任委員会のうち、商工生活労働委員会、農林水産委員会、建築都市委員会及び警察委員会に関すること。 四 議事課所管の特別委員会のうち、事務局長が指定するものに関すること。 五 議案、請願及び陳情に関すること。 六 議決事項の処理に関すること。 七 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関すること。

第十九条第一号から第四号までの規定中「同和教育をはじめとする人権教育」を「人権教育」に改め、同条第五号及び第七号中「同和教育」を「人権教育」に改める。

第二十二号第三号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同条第五号中「保護」を「保存」に改め、同条第六号中「同和教育をはじめとする人権教育」を「人権教育」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

九州歴史資料館組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

九州歴史資料館組織規則の一部を改正する規則

九州歴史資料館組織規則（昭和四十七年福岡県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

参事補佐	上司の命を受け、当該課の事務を分担処理する。	を
参事補佐	上司の命を受け、当該課の事務を分担処理する。	に
指導主事	上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	

改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第一号

各県立学校

県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成十九年三月三十日

福岡県教育委員会

県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の一部を改正する訓令

県立学校の修学旅行の基準等に関する規程（昭和四十六年二月福岡県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第二号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成十年三月福岡県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、休息时间」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条中「、休憩時間又は休息时间」を「又は休憩時間」に改める。

第七条中「若しくは第四条又は第六条」を「又は第六条」に、「、休憩時間又は休息

時間」を「又は休憩時間」に改める。

第八条及び第十条中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

附則第二項中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第七条第二号イ中「、活用及びこれらの指導」を「及び公開並びにこれらの指導助言」に改め、同号ロ中「指導」を「指導助言」に改め、同条第三号イ中「に係る指導及び発掘調査」を「の保護及び発掘調査並びにこれらの指導助言」に改め、同号に次のように加える。

ロ 埋蔵文化財の保護上必要な指示、命令、勧告等に関すること。

第十三条第一号ニ中「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同条第二号に次のように加える。

ワ 福岡県障害児就学指導委員会に関すること。

第十三条第五号チを削る。

第十四条中「同和教育をはじめとする人権教育」を「人権教育」に改め、同条第二号ロ中「同和地区の児童生徒の学力と進路の保障」を「人権教育を基盤とした児童生徒の学力と進路の保障」に改める。

第十九条第六号中「保護」を「保存」に、「指導」を「指導助言」に改め、同条第七号を削る。

第二十条中「同和教育をはじめとする人権教育」を「人権教育」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁

出先機関

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程及び福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程及び福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

（福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部改正）

第一条 福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十四号中「第二条第二項又は第四項」を「第二条第二項」に改める。

（福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第二条 福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表一第八項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表第九項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十一号を一号ずつ繰り上げる。

別表二第四項第四号中「職員を」の下に「免職又は」を加え、同項第十一号を第十二号とし、同項第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

5 分限条例第四条の規定に基づき、職員を降任又は免職する場合において、事前に警告を発すること。 課長

別表五第一項第七号中「に関する事務」を「の委嘱」に改める。

別表六第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同表に次の一項を加える。

八 その他の事務

- 1 県立高等学校のコース及び系の編成を決定すること。 教育長
- 2 県立高等学校のコース及び系の編成に係る事務を処理すること。 課長

別表八第四項第六号中「教職員を」の下に「免職又は」を加え、「第二十八条第二項第一号に該当する休職」を「第二十八条第一項第二号に該当する免職及び第二項第一号に該当する休職」に改め、同項第十三号を第十四号とし、同項第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

- 7 分限条例第四条の規定に基づき、教職員を降任又は免職（県費負担教職員（校長及び教頭を除く。）に係る地公法第二十八条第一項第一号に該当する降任又は免職及び第三号に該当する降任又は免職を除く。）する場合において、事前に警告を発すること。 課長

別表八第九項第二号及び第七号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

別表九第三項第三号を削る。

別表十第九項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表十一第一項及び第二項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表第二項中「盲学校等」を「特別支援学校」に、「盲者」を「視覚障害者」に、「聾者」を「聴覚障害者」に改め、同項第三号中「盲学校、聾学校又は養護学校（以下「県立特殊教育諸学校」という。）」を「県立特別支援学校」に改め、同項第五号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同表第三項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同表第四項及び第五項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同表第六項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を

「特別支援学校」に、「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同表第七項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同表第八項中「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表第九項及び第十項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同表第十二項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第一号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同項第一号、第二号及び同表第十三項第二号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

別表十二中「同和教育をはじめとする人権教育」を「人権教育」に改める。

別表十三第一項第五号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同表第三項第五号中「盲聾学校等」を「特別支援学校」に改め、同項第六号中「盲聾学校」を「特別支援学校」に改める。

別表十四各出先機関の長の項中第三項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表十四県立学校長の項第二項第一号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

別表十四県立学校長の項第六項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

別表十四県立学校長の項第七項第二号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁
出先機関

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁文書管理規程（平成十六年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の

一部を次のように改正する。
本則の表第二十条第三項の項中「、副知事又は出納長」を「又は副知事」に改め、第三十九条第一項の項及び第三十九条第五項の項を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、本則の表第二十条第三項の項の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第五号

本 庁

福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会統計事務調整規程（平成十一年三月福岡県教育委員会教育長訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

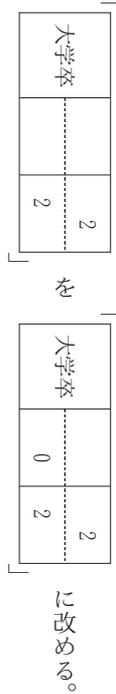
福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事

委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中第三項を第四項とし、第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならぬ。

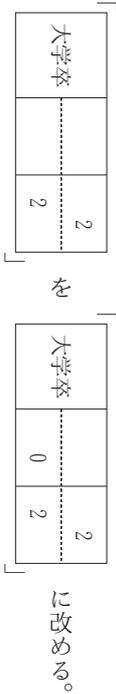
別表第六中



別表第八中型船舶(丙)の項中



別表第八小型船舶の項中



別表第十四の備考中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」や「特別支援学校」に改める。

別表第十七を次のように改める。

別表第17（第5条関係）

学歴免許等資格区分表

Table with columns for '学歴免許等の区分', '学歴区分', and '学歴免許等の資格'. It lists '1 大学卒' and '2 博士課程修了' with their corresponding qualifications.

三 専門職 学位課程 修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
四 大学6 卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
五 大学専 攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
六 大学4 卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 短 大卒	一 短大3 卒 (1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 二 短大2 卒 (1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3 高 校卒	三 短大1 卒 (1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 一 高校専 攻科卒 (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 二 高校3 卒 (1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

三 高校2 卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中 学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護師学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第二十八の備考「中」「1の四」や「1の五」に定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則(昭和六十一年福岡県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号(6)を削る。

第二条第二号及び第三号中「**病院**」を削る。

第四条第一号中「**盲学校**、**聾学校**若しくは**養護学校**」を「若しくは**特別支援学校**」に、「**養護学校**」を「**特別支援学校**」に改め、同条第三号中「**盲学校**、**聾学校**及び**養護学校**」を「及び**特別支援学校**」に、「**養護学校**」を「**特別支援学校**」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公

布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ甲表中

障害者更生相談所	副長	課長	所長		
病院	副長	課長	事務長		

を

障害者更生相談所	副長	課長	所長		
----------	----	----	----	--	--

に

高等技術専門学校	副長	副校長 課長 分校長
----------	----	------------------

を

高等技術専門学校	副長	副校長 課長
----------	----	-----------

に

議事事務局	企画主査	参事補佐
-------	------	------

を

議事事務局	企画主査	参事補佐 企画主幹
-------	------	--------------

に改める。

別表第一イ甲表中

精神保健福祉センター		所長
病院	院長	院長

を

精神保健福祉センター		所長
------------	--	----

に改める。

別表第二ロ乙表中

精神保健福祉センター		困難な業務を処理する課長	困難な業務を処理する副院長
病院		困難な業務を処理する科長及び甲表2級の欄に掲げる職	

を

精神保健福祉センター		困難な業務を処理する課長
------------	--	--------------

に

改める。

別表第二イ甲表中

食肉衛生検査所	副長	課長	所長
病院	技師長	薬剤科長	

を

食肉衛生検査所	副長	課長	所長
---------	----	----	----

に

家畜保健衛生所		家畜保健衛生所	副長
---------	--	---------	----

に改める。

別表第四イ甲表中

粕屋新光園 病院

を

粕屋新光園

に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

県職員給与条例第十九条第一項第二号に規定する特殊な業務を主として行う宿日直勤務は、消防学校、社会教育総合センター、英彦山青年の家又は少年自然の家「玄海の家」における生徒等の生活指導等のための宿日直勤務とする。

同条第三項第一号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、第二号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の職員を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の職員

等を定める規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の職員等を定める規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附則

この規則は平成十九年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二病院の項を削り、同表工業技術センターの項中「生物資源課長」を「機能材料課長」に改め、同表中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第九条第一項第二号ニ中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同号ホ中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同号ヘ中「又は県立病院」を削り、同号トを削る。

第二十七条中「から第七条」を「、第六条」に改め、「、休息时间」を削る。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が特に著しく困難であると人事委員会が認めるもの
- 二 人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの
- 三 前二号に掲げる職以外の職のうち、県職員給与条例第十三条の二第二項第五号に規定する地域に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認めるもの

四 前三号に掲げる職以外の職

別表中一項職員の五種の欄を削り、同表の備考の三中「、「5種」とは、「同項第5号

〇聾や口の聾や」を削る。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十四号

福岡県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成八年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「（以下「記録者」という。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十七条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。